付属資料

1. 松阪市総合計画審議会

松阪市総合計画審議会条例 (平成17年1月1日松阪市条例第26号)

(設 置)

第1条 本市の総合計画に関し必要な事項について、市長の諮問に応じて審議し、そ の結果を市長に答申するため、松阪市総合計画審議会(以下「審議会」という。) を設置する。

(組 織)

第2条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、総合計画決定の日までとする。

(委員の代理)

第4条 委員に事故があるときは、その委員の職務上の代理者が委員の職務を行うこ とができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は審議会を代表し、会務を総理し会議の議長となる。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するとこ ろによる。
- 4 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め説明又は 意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審 議会に諮って定める。

附則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

松阪市総合計画審議会委員名簿

(五十音順)

役 職	名前	選出団体・分野等
会長	寺 本 博 美	松阪地区地域審議会
副会長	松村淑子	松阪市人権擁護委員会
委 員	青 田 良太郎	松阪商工会議所
//	伊藤末治	三雲地区地域審議会
//	岩佐敏秋	松阪地区医師会
//	大 西 雅 幸	松阪飯南森林組合
//	大 橋 純 郎	松阪漁業協同組合
//	落 合 泰 子	市政サポーター
//	尾鍋哲也	飯高地区地域審議会
//	釜 谷 恵 子	松阪子どもNPOセンター
//	川村太一郎	松阪青年会議所
//	久 保 敦 子	市政サポーター
//	澁 谷 憲 一	連合三重松阪多気地域協議会
//	角野圭吾	三重中京大学
//	世古佳清	松阪市障害者団体連合会
//	高橋 範子	松阪市市民活動センター
//	田中峰雄	松阪農業協同組合
//	辻 宣 夫	飯南地区地域審議会
//	中 一 成	松阪警察署
//	長 田 芳 樹	三重県松阪地方県民局
//	中村勝行	松阪市老人クラブ連合会
//	中森弘幸	松阪市議会
//	中山耕一	松阪市PTA連合会
//	西村勇喜	松阪市自治会連合会
//	花 豊 真希子	三重中京大学
//	吹戸右二	市政サポーター
//	古市 仁	松阪国際交流協会
//	堀端脩	防災ボランティア・ネットワーク松阪
//	松本梅夫	嬉野地区地域審議会
//	松本順	松阪市民生委員児童委員協議会連合会
//	宮村元之	松阪市商店街連合会
//	森 吉男	松阪市社会福祉協議会
//	山中美幸	市政サポーター
//	山 本 恭 嗣	松阪市教育委員会
11	渡辺澄子	三重中京大学短期大学部

(敬称略)

05松政 000415 号 平成17年10月19日

松阪市総合計画審議会 会 長 寺 本 博 美 様

松阪市長 下村 猛

松阪市総合計画について(諮問)

松阪市総合計画の策定にあたり、基本構想及び基本計画について貴審議会の意見を求めます。

平成18年1月24日

松阪市長 下村 猛 様

松阪市総合計画審議会 会 長 寺 本 博 美

松阪市総合計画について(答申)

平成17年10月19日付け05松政第000415号をもって諮問のあった、松阪市総合計画の基本構想(案)及び基本計画(案)について次のとおり答申します。

1. 計画策定の経緯と評価

今回の総合計画は、社会経済環境が急速に変化する中で、特に平成17年1月1日の合併に伴い、市民や地域が抱える様々な課題に対応するとともに、新たな松阪の再生・創造をめざし策定が進められてきました。計画の策定にあたっては、これまでの取組みを継承しつつ、松阪の持つ多彩な力を生かして、新しい課題にも果敢に挑戦することを基本に、市民等の意見の反映に最大限努めてきました。

当審議会では、こうした策定過程を通じてまとめられた計画(案)について、市民の立場からあるいはそれぞれの専門的な立場からの審議・検討を踏まえつつ、幅広い観点から計画全般にわたって審議を重ねてまいりました。

この計画(案)に対する答申にあたって、当審議会は次のとおり評価し、意見をのべます。

(1) 時代認識等について

日本はもとより世界における時代の変化を踏まえつつ、新たに顕在化した課題等も的確に把握し、また、今後の対応についても適切な方向性が示されていると考えます。

(2) 計画の構成について

計画の構成として、「基本構想」と「基本計画」(前期基本計画)の形式に基づいた二層構造とし、今回の総合計画の策定と合わせ、行政システム改革や地方分権改革の推進についても、一体的に推進していくという考え方については妥当なことと評価します。あわせて、環境、まちづくりなどの特定の分野について、より具体的な取組みがわかるよう、戦略計画や指針を位置づけていますが、今後、相互に連携して市の諸施策の計画的推進が図られるよう期待します。

(3) 松阪のめざすすがたについて

- ○計画(案)では、「市民・地域の個性が光り輝き、誇りと美しさを備えた交流都市まつさか」を新松阪市建設のめざす都市像とし、時代の変化に伴う課題の把握と市としての取組みの基本方向を示していますが、これらの認識等は的確なものと考えます。
- ○また、基本コンセプトとした「安全で安心な市民生活」を確立していくことは、市 民が継続してゆたかな生活を享受するための前提条件であり、それを十分に踏まえ

て描いた松阪の将来方向は、市民の視線から将来の望ましい地域やくらしを支える必要条件を示したものとして、市民にわかりやすい計画づくりの基本として評価します。

(4) 計画の策定手続きについて

- ○今回の計画策定にあたっては、市政運営の今後の方向をできるだけ早く市民に示す との考え方から、これまでと比べて短い期間で作業が進められましたが、手続き面 では、3回の審議会、1回の市民懇談会を開催するとともに、「松阪市市民意識調査」 を実施し、提案された意見等をできる限り計画(案)に反映させるなど、柔軟にき め細かく対応してきました。
- ○また、市長と市民との直接対話や、「地区地域審議会」における意見、インターネットによる意見の受付など、参加による計画づくりの取組みも適切に行われたと評価します。

2. 計画推進にあたっての留意事項

今後の計画の推進にあたっては、特に次の点に留意するよう求めます。

(1) 時代の変化に対応した計画の柔軟な推進

- ○松阪は、南三重の中心都市として時代の変化に対応し、いっそうの経済、文化、交通の拠点としての発展をめざし、今後とも社会経済状況を注視していく必要があります。計画の推進にあたっては、合併間もないこともあり、合併前におけるそれぞれの地区の歴史・伝統を踏まえるとともに、時代の変化や市民ニーズの動向などを的確に把握し、定期的な点検を行い、様々な変化に柔軟に対応した施策展開を図る必要があります。
- ○また、今回は、平成27年度までの目標期間としていますが、本格的な自然人口減少時代に向けた新たな社会システムや地域政策のあり方については、今後の研究課題として十分に検討することが必要です。

(2) 「民との協働」の一層の具体化

○社会が成熟し、市民意識が多様化する一方、官と民との役割分担の見直しの中で、 「新しい公共」をめざす動きが出てきています。計画の実行性を確保するためにも、 市民の主体的な活動を尊重することを基本とし、NPOや企業等も含めて、市民との協働・連携による地域づくりを積極的に進める必要があります。そのためにも、市民との応答関係や市政の透明性を高めつつ、幅広い観点に立って、市民とのパートナーシップによる施策展開を進めていく努力を期待します。

(3) 行政システム改革と一体となった計画の実行

○計画の実行性を確保するためにも、施策の優先順位に基づく財源の重点配分、施策の効果的、効率的な展開、実行性のある組織・執行体制の整備など、「行政システム改革の中期方針(仮称)」を設け、それに基づく取組みを計画と一体となって着実に進めることが必要です。

(4) 地域計画の早期策定

○地域計画については、地方分権の進展を踏まえ、広域化した地区の意見を十分に聞くということから、策定を必要としますが、本来、総合計画は地域計画と一体となったものであることが望ましいと考えておりますので、基本構想の「土地利用と地域整備イメージ図」にあるように、地域特性に基づいた地域計画を早急に策定されることを求めます。

(5) 適切な進行管理による計画の推進

- ○計画の進行管理にあたっては、以下の実施計画に位置づけられた戦略プロジェクト の進捗状況を公開するための方法の検討や、より成果に着目した評価手法の導入な どを図り、市民にとってよりわかりやすいものとなるよう工夫を重ねていく必要が あります。
- ○また、併せて、今後の進行管理を進める中で、設定された目標の妥当性等について も検証を行っていく必要があります。

(6) 意見等の計画への反映の継続的努力

- ○計画の策定過程で寄せられた市民、各地区の意見や要望の多くは、計画に反映されたものと考えますが、現時点で反映できないものや、継続的な検討事項とされた意見であっても、計画の推進過程で対応が可能なものは、その具体化を図るよう求めます。
- ○なお、市議会からの意見等で現時点では反映できない意見や要望についても、計画 の推進過程で具体化に努めることや、今後、計画の見直しの際に議論の素材として 検討されるよう期待します。

(7) 実施計画について

- ○「将来の松阪市像」の実現に向けて、7つの政策課題分野(やすらぎのある安全なまち、快適で機能的なまち、環境に配慮するまち、健やかでいきいき暮らせるまち、質の高い教育・文化にふれあうまち、にぎわいと活力あふれるまち、および共生と交流を深めるまち)ごとに「主な施策・事業体系」を位置づけるとともに、その中から当面3年間に重点的・優先的に取り組む施策・事業を「戦略プロジェクト」として組み立てていく必要があります。
- ○「戦略プロジェクト」では、目標管理による計画の推進という観点から、できるだけ成果に着目した目標の設定や年度ごとの工程を明らかにし、今後の施策展開の中で、より適切な指標や数値目標では示しきれない施策内容の充実等についても、不断の検討が必要です。
- ○さらに、当審議会の意見を踏まえ、松阪がその多彩な潜在力を生かしながら、松阪 らしい施策展開を図るため、「重点政策の基本方向」を明らかにし、中期的な視点 に立った重点的な取組みや松阪らしい特色を打ち出すことを期待します。

以上、答申にあたって意見を述べましたが、当審議会としては、別添の計画(案)を全体として妥当なものと評価し、「2.計画推進にあたっての留意事項」に十分配慮しつつ、計画の着実な推進に最大限の努力を図られるよう求めます。

2. 松阪市総合計画試案作成に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、松阪市総合計画(以下「総合計画」という。)の試案を作成するため、松阪市総合計画試案作成会議(以下「作成会議」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(作成会議)

第2条 作成会議に、常任委員会、専門部会及び分科会を設置する。

- 2 常任委員会は、助役、収入役、教育長、市の部局の長等で構成する。
- 3 専門部会は、課長級及びその相当職の職員で構成する。
- 4 分科会は、課長補佐級及びその相当職並びに係長級及びその相当職の職員で構成する。

(作成会議の職務権限)

第3条 作成会議の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画試案の作成
- (2) 松阪市総合計画審議会への諮問に関する資料の収集及び整備
- (3) 総合計画試案作成に関する調査及び研究並びに必要な資料の収集、整備及び配布

(常任委員会の職務権限)

第4条 常任委員会の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画試案作成に関する全事項を協議する。
- (2) 各専門部会及び分科会を指揮監督する。

(専門部会の職務権限)

第5条 専門部会は、常任委員会の指揮監督に基づき分科会を指揮監督し、所掌事項 の試案作成にあたる。

(専門部会及び分科会の所掌事項)

第6条 専門部会の所掌事項については別に定める。

2 分科会の所掌事項については別に定める。

(正副会長及び正副部会長)

第7条 常任委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 分科会に、分科会長及び副分科会長を置く。
- 4 会長、部会長及び分科会長はそれぞれ常任委員会、専門部会及び分科会を代表し 会務を総理する。
- 5 副会長は会長を、副部会長は部会長を、副分科会長は分科会長を補佐し、会長、

部会長及び分科会長に事故あるときは、それぞれの職務を代理する。

- 6 常任委員会の会長は助役を、副会長は総合政策部長をもってあてる。
- 7 専門部会及び分科会の正副部会長及び正副分科会長は、構成員のうちから互選する。

(会議)

第8条 作成会議は、会議の長が必要と認めるときに招集する。

2 会長、部会長及び分科会長は、それぞれの会議の議長となる。

(各局、部、課等の協力)

第9条 各局、部、課等は、会議に必要な資料の提出を求められた時は、これに協力 しなければならない。

(事務局)

- 第10条 作成会議の事務局を総合政策部政策課に置く。
- 2 事務局長は、総合政策部政策課長をもってあてる。
- 3 事務局に、松阪市総合計画試案作成検討委員会(以下「検討委員会」という。)を 置く。
- 4 検討委員会の委員は、常任委員会で指名する。
- 5 事務局は、作成会議の会長、部会長及び分科会長の命を受け作成会議に関する事務を処理する。
- 6 事務局職員は、作成会議に出席し会議に関する資料の提供及び発言を行うことができる。

(総合計画試案の提出)

第11条 常任委員会の会長は、作成会議の審議を経た総合計画試案を市長に提出しなければならない。

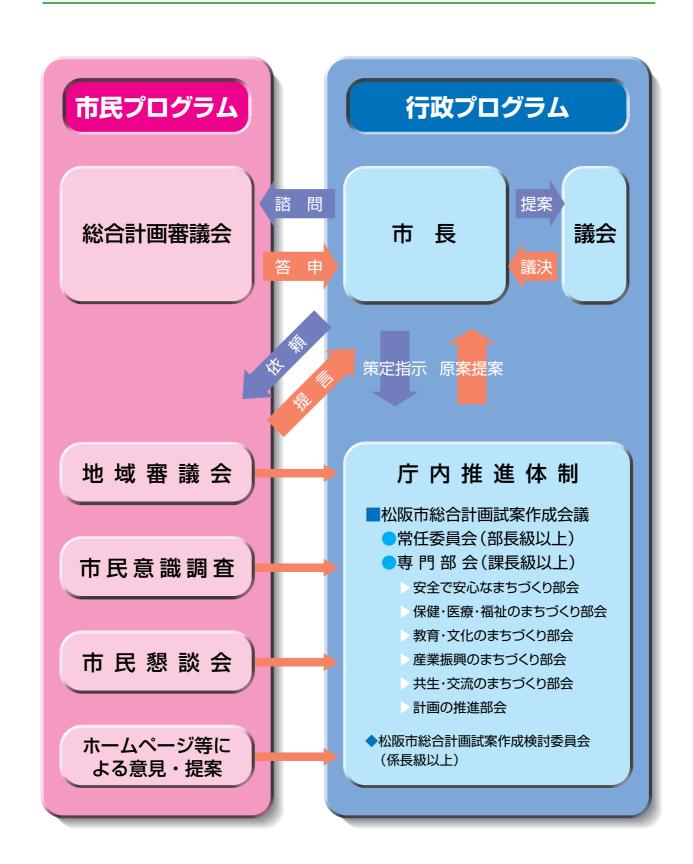
(委 任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、公表の日から施行する。

3. 松阪市総合計画策定チャート



4. 松阪市総合計画策定の経過

年・月	事項	内容
17.6	松阪市総合計画試案作 成会議の設置	試案作成会議は、「常任委員会」、「専門部会」、「分 科会」、及び「検討委員会」で構成。
17.6	市民意識調査	市民4,000人を対象に実施し、1,961人から回答。 「市民意識調査報告書」
17.6~18.3	共同研究	庁内の検討委員と三重中京大学地域社会研究所との 共同研究で実施。市を取り巻く社会情勢や、時代の 潮流を踏まえた政策の基本方向を示す総合計画を策 定するため。
17.10	松阪市総合計画審議会 の設置(諮問)	審議会に諮問。委員35名。
17.10~18.1	地域審議会の開催	管内別に設置されている地域審議会で各2回、延べ 10回松阪市総合計画案について協議。
17.11	市民懇談会の開催	松阪市産業振興センターにおいて、市民約150名の 参加により開催。
17.12	ホームページ等による 意見・提案の募集	市ホームページおよび「松阪市総合計画策定にあたって」(冊子)の配布により、市民からの意見・提案を募集。
18.1	松阪市総合計画審議会 の答申	10月から12月で3回実施し、答申を受ける。
18.3	議決	松阪市総合計画基本構想を原案どおり議決。

5. 用語解説

[C]

CATV

ケーブルテレビ。テレビの映像・音声信号を無線電波ではなく、ケーブルで家庭 に伝送するサービス。

Iターン

都会の出身者が地方で就職して定住すること。

[N]

NPO (Non Profit Organization)

民間非営利組織。行政・企業から独立して、医療・福祉・平和・人権・教育など、 幅広い分野の社会活動に従事する組織・団体。

(U)

Uターン

都会に出た人が故郷へ戻ること。

【あ】

アイデンティティ (identity)

自己同一性。自己が他と区別されて、ほかならぬ自分であると感じられるときの、 その感覚や意識。

アスベスト (asbestos)

天然の繊維状鉱物であり、石綿とも呼ばれる。耐熱性があるために、補強材や断熱材としての用途で多用されていたが、肺に吸入されると表面がギザギザであるために排出されにくく、発ガンの原因になることが判明した。

アプローチ (approach)

接近。課題、研究などへの取り組み方。

インターネット・パラドックス (internet paradox)

1990年代後半にアメリカで発表された、インターネットを利用することによって対人関係が阻害されるという考え方。しかし、近年、インターネットの利用はコミュニケーションの相手が身近な人間関係にも広がるなど、概して肯定的な効果があると考えられている。

インフラ (infrastructure)

経済活動や社会生活を維持し発展させるための基盤構造。

オゾン層

地球の成層圏以高にあるオゾンの層。オゾン層が破壊されると、紫外線量が増え 皮膚がんや白内障の増加、免疫力の低下など健康被害のほか、農作物の収穫減少、 プランクトンの減少などの生物への被害などが予想されている。

【か】

キャリアデザイン (career design)

いま現在だけでなく、10年後、20年後という将来像を描き、どのような場所で、どんな能力・経験・技術を身につけていけばいいのかを考えること。

グローバル化

人、財、サービス、マネー、情報の国境を越える流通が地球規模での一体化を生み出し、地理的距離や領土的国境の意義が失われていくこと。

合計特殊出生率

出産できると見なされる15~49歳の女性の年齢別出生率の合計値。

高齢化率

総人口のうち、65歳以上の高齢者の占める割合。

コーホート法

コーホートとは、ある年(期間)に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察することで将来人口を推計する方法。

コミュニティ (community)

共同体。地域社会。

コミュニティバス (community bus)

一定の地域内を必要目的にあわせて運行するバス。

コミュニティビジネス (community business)

ひとり暮らしの高齢者に食事を届けるサービス、共働き夫婦のための保育サービス、過疎地でのバスの運行、不用品のリサイクル事業、地域の防犯活動など限られた地域に密着した草の根的ビジネス。

コンセプト (concept)

考え方。概念。

コンパクト (compact)

小型の。内容がぎっしり詰まった。

【さ】

持続可能

環境と開発に関する世界委員会が1987年に国連に提出した報告書「我ら共有の未来」のなかで提唱した、環境保全と調和的な発展の概念。

住民自治

地方の運営はその地方の住民の意思によって行われるべきという概念。

新エネルギー

平成13年6月発表の長期エネルギー需給の見通しでは新エネルギーを供給サイドの新エネルギー(太陽光、風力、廃棄物発電、バイオマス発電等)と需要サイドの新エネルギー(燃料電池、天然ガス等)に分けた。また、経済産業省が平成16年6月に発表した新エネルギー産業ビジョンでは、太陽光、風力、バイオマスの3分野を育成し、二酸化炭素など温暖化ガスの排出抑制につなげるとしている。

シンボル (symbol)

象徵。

ストック (stock)

貯え、資本・財貨などの蓄積量。

政策サイクル

まず計画(plan)を立て、それに従って実施(do)し、その結果を確認(check) し、必要に応じてその行動を修正する処置(action)をとるというサイクルのこと。

セキュリティポリシー (security-policy)

安全、防犯のための方針。

ゾーニング (zoning)

土地を利用目的などによって区分し、地域・地区の一体的な土地利用を図ること。

ゾーン (zone)

区域。地带。範囲。

【た】

ダイオキシン (dioxin)

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンおよびポリ塩化ジベンゾフランの総称。発が ん性や催奇形性、内分泌撹乱作用がある。

多文化共生社会

文化的に異なる集団に属する人々が、互いの文化的ちがいを認め、対等な関係を築こうとしながら、ともに生きていく社会のこと。

団体自治

地方の運営は、その地方に国とは別の、独立した自治権を持つ地方公共団体により行われるべきという概念。

地域マネジメント

おおむね小学校区を単位とした地域での自己決定、自己責任を基本とした自立的な地域社会の構築のため、住民自治の拡充と都市内分権の両方を機能させることによって、地域の望む地域づくりを実現しようとするもの。

地産地消

地元生産・地元消費を略した言葉で、地元で生産されたものを地元で消費するという意味で使われている。消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組みとして期待されている。

地方分権一括法

平成11年7月に成立。地方分権推進委員会の勧告を受けて作成された地方分権推進計画に基づき、関連改正法律数475本からなる。

超高齢社会

今後到来が予想される高齢化率の一段と高い社会を超高齢社会と呼ぶことがあるが、現段階では特に明確な定義があるわけではない。

また、一般に、高齢化率が7%を超えた社会を高齢化社会、14%を超えた社会を高齢社会と呼ぶ。高齢化社会という用語は、1956年の国連の報告書において、仮に7%以上を「高齢化した」人口と呼んでいたことに由来するとされている。高齢社会については、高齢化率が7%から14%に到達するまでの期間が、高齢化の進展のスピードを示す指標として国際比較などでよく使われていることから、これを超えたものを「高齢社会」と呼んでいる。

デメリット (demerit)

欠点、不利益。

テレワーク (telework)

パソコンなどを利用して自宅で勤務すること。

テロ (terrorism)

政治目的のために、暴力あるいはその脅威に訴える傾向やその行為。

電子自治体

コンピュータやネットワークといったIT(情報通信技術)を行政のあらゆる分野に活用し、市民の利便性の向上と行政運営の簡素化・効率化、信頼性および透明性の向上を図る自治体。

東海南海連絡道

奈良県五條市と松阪市を結ぶ高規格道路として計画されている。沿線地域や紀伊 半島地域の活性化に寄与するだけでなく、東海から紀伊半島、四国、九州を経て沖 縄に至る太平洋新国土軸の交通軸を形成する。

東南海・南海地震

遠州灘西部から熊野灘および紀伊半島の南側の海域を経て土佐湾までの地域ならびにその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震のこと。

都市計画マスタープラン

市町村の都市計画に関する基本的な方針のことで、都市計画法第18条の2により、 市町村の建設に関する基本構想ならびに都市計画区域の整備、開発および保全の方 針に即し、定めるものとされている。

都市内分権

市内をいくつかに分割し、地域に関わる権限と予算をもった地域振興拠点を設置し、住民協議会と一緒になって地域課題の解決を図っていこうとするもの。

【な】

ニーズ (needs)

必要性、要求。

ネットワーク (network)

網の目のような組織。

[tt]

パートナー (partner)

仲間。

パートナーシップ (partnership)

提携、協力。協力体制。

ビジョン (vision)

将来に対する展望、構想。

プライバシー (privacy)

私生活。個人の自由。

フルセット (full-set)

要求される機能や道具などが不足なくそろっている状態。

フレーム (frame)

枠、骨組み。

【ま】

マネジメント (management)

事業などの管理、経営。

木質バイオマス

間伐材を小さなペレット(小玉)状にし、燃料とするエネルギー。森林が近辺にある地域では、暖房などに使えば二酸化炭素を増やさないし、燃料を遠方から運ぶ必要もなくなる。

【ゆ】

有事

戦争や事変など、非常の事態が起こること。

ユニバーサルデザイン (universal design)

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用 しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

また、バリアフリーとは、高齢者・障がい者等が社会生活をしていくうえで障壁 (バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理 的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

[5]

ライフステージ (life stage)

人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階。

ライフライン (lifeline)

都市生活に不可欠な水道・電気・ガスなどの供給システム。

リカレント (recurrent)

OECD(経済協力開発機構)が提唱した生涯教育構想。従来の教育が学校から社会へという方向で動いていたのに対し、一度社会に出た者の学校への再入学を保障し、学校教育と社会教育を循環的にシステム化することを課題とする。

リサイクル (recycle)

廃品や資源の再利用。

レクリエーション (recreation)

休養、娯楽。

レセプト (receipt)

診療報酬明細書。医療費の請求明細のことで、医療機関が保険者に医療費を請求 する際の明細書。

ローリング(rolling)

長期の事業計画の実施過程において、計画と実績を毎年チェックし、計画的な目標達成を図ること。